

改正

平成28年3月28日規則第5号

寒河江市個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寒河江市個人情報保護条例（平成17年市条例第18号。以下「条例」という。）第30条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(収集の通知)

第3条 条例第7条第3項の規定による通知は、個人情報収集通知書（様式第1号）により行うものとする。

(外部提供の手続)

第4条 条例第8条第2項の規定による外部提供をしようとするときは、外部提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対して、個人情報外部提供申請書（様式第2号）を提出させるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに当該申請を認めるかどうかの決定をし、個人情報外部提供決定通知書（様式第3号）により当該決定の内容を申請者に通知するものとする。

第5条 削除

(個人情報を取り扱う事務の登録)

第6条 条例第12条第1項の規定による個人情報を取り扱う事務の登録及び同条第3項の規定による登録の廃止又は変更は、個人情報取扱事務登録簿（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第12条第1項第6号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止の年月日
- (2) 個人情報の記録形態
- (3) 個人情報の主な収集先
- (4) 目的外利用又は外部提供をする場合における提供先

(請求の手続)

第7条 条例第17条第1項に規定する書面は、個人情報（開示・訂正・中止）請求書（様式第6号）とする。

2 条例第17条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 請求の区分
 - (2) 個人情報を取り扱う事務の名称
 - (3) 代理人が請求する理由
- (本人確認等に必要書類)

第8条 第17条第2項及び第21条第1項に規定する実施機関が定めるものは、開示請求等をする者又は開示請求をした者の氏名及び住所が記載されているもの並びに戸籍謄本その他代理人の資格を証明する書類（代理人による請求に限る。）で、次に掲げるもののいずれかとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) 健康保険の被保険者証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(請求に対する決定等の通知)

第9条 条例第18条第2項に規定する書面は、個人情報（開示・訂正・中止）決定通知書（様式第7号）とする。

2 条例第18条第3項に規定する書面は、個人情報（開示・訂正・中止）決定期間延長通知書（様式第8号）とする。

(事案の移送の通知)

第10条 条例第19条第1項に規定する書面は、個人情報(開示・訂正・中止)請求事案移送通知書(様式第9号)とする。

(意見書を提出した者に対する通知)

第11条 条例第20条第2項に規定する書面は、個人情報開示決定通知書(様式第10号)とする。

(開示等の実施)

第12条 条例第21条第2項の規定による閲覧をする者は、開示請求に係る個人情報が記録されたものを丁寧に取り扱い、汚損又は棄損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、閲覧を中止又は禁止させることができる。

3 条例第21条第2項の規定による写しの交付部数は、開示請求に係る個人情報が記録されたもの又はその写し1枚につき1部とする。

(訂正又は中止に係る通知)

第13条 条例第21条第4項の規定による請求者に対する通知は個人情報(訂正・中止)通知書(様式第11号の1)により、個人情報を利用している者又は提供を受けている者に対する通知は個人情報(訂正・中止)通知書(様式第11号の2)により行うものとする。

(情報提供等記録訂正に係る通知)

第14条 条例第21条第5項の規定による請求者並びに、総務大臣及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対する通知は、情報提供等記録訂正通知書(様式第12号)により行うものとする。

(諮問の通知)

第15条 条例第23条第2項の規定による通知は、寒河江市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第13号)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第16条 条例第25条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を市が発行する広報紙に掲載することにより行うものとする。

(1) 個人情報を取り扱う事務の登録の状況

(2) 開示請求等の状況

(3) 開示請求等に対する決定の状況

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に行っている個人情報の収集、利用及び提供については、この規則の相当規定により行ったものとみなす。

(寒河江市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)

3 寒河江市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例施行規則(昭和57年市規則第14号)は、廃止する。

附 則(平成28年3月28日規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第13条の次に1条を加える改正規定、第14条から第16条までの改正規定、様式第12号の改正規定及び様式第13号の改正規定は、番号法附則第1条第5号に規定する規定の施行の日から施行する。

様式第 1 号から様式第13号まで 省略